

# 狂犬病について

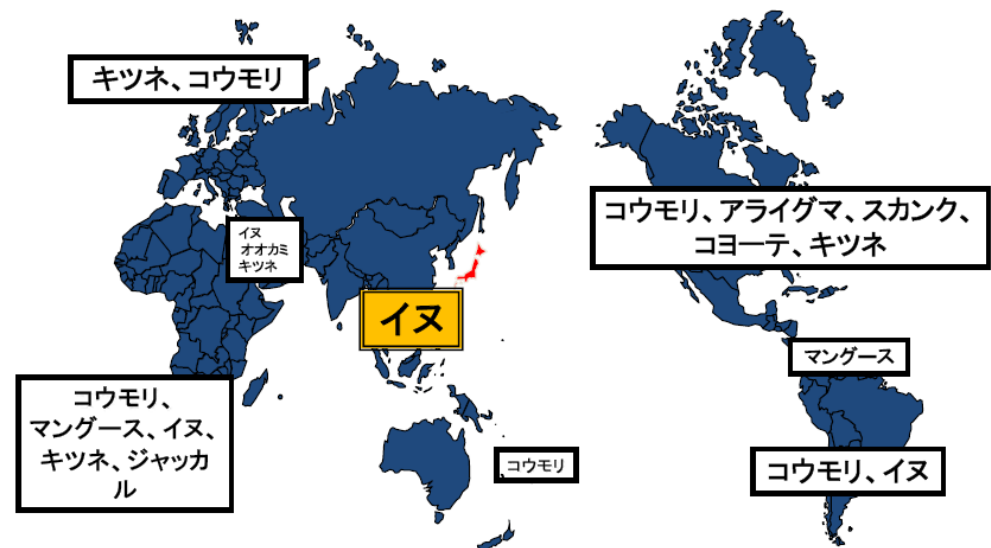
農林水産省消費・安全局

# 狂犬病とは

参考資料3

1. 病原体 : 狂犬病ウイルス
2. 感染動物 : 全ての哺乳類
3. 感染経路 : 感染動物(アジアでは犬が主な感染源)による咬傷、引っ掻き傷  
※ 通常、ヒトからヒトへは感染しない
4. 潜伏期間 : 1～3ヵ月程度 (咬傷部位が中枢神経組織に近いほど短くなる)
5. 症状等 : 感冒様症状、神経症状、呼吸障害等。死亡率は、ほぼ100%。  
(ヒトでは、飲水時に、筋の痙攣が起きるため、水を恐れるようになる←「恐水病」)
6. 診断 : 発症前に感染の有無を診断できない。
7. 予防 : 犬及びヒトともに、複数回の予防ワクチン接種(暴露前免疫)。
8. 治療 : 発症後の有効な治療法はない。  
(ヒトの場合、咬傷直後に、発症を防ぐための連続ワクチン接種を行う(暴露後免疫)。

《世界の狂犬病媒介動物》 (出典: 厚労省HP)

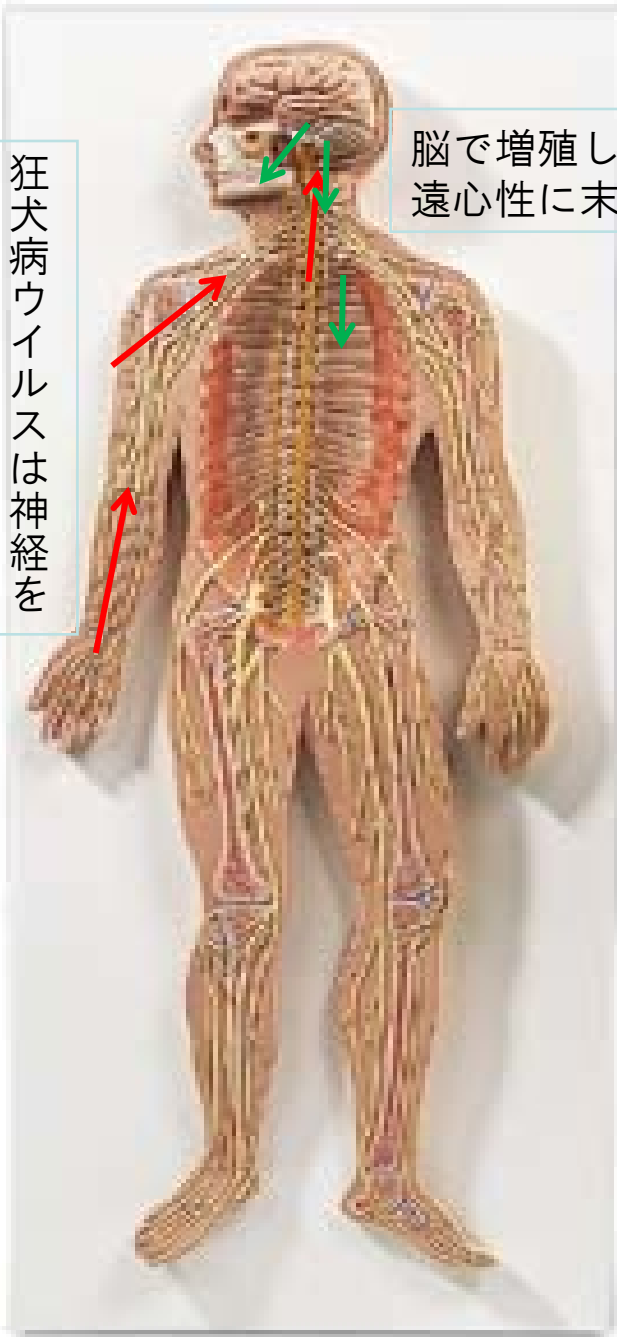


# 感染経路と体内移行

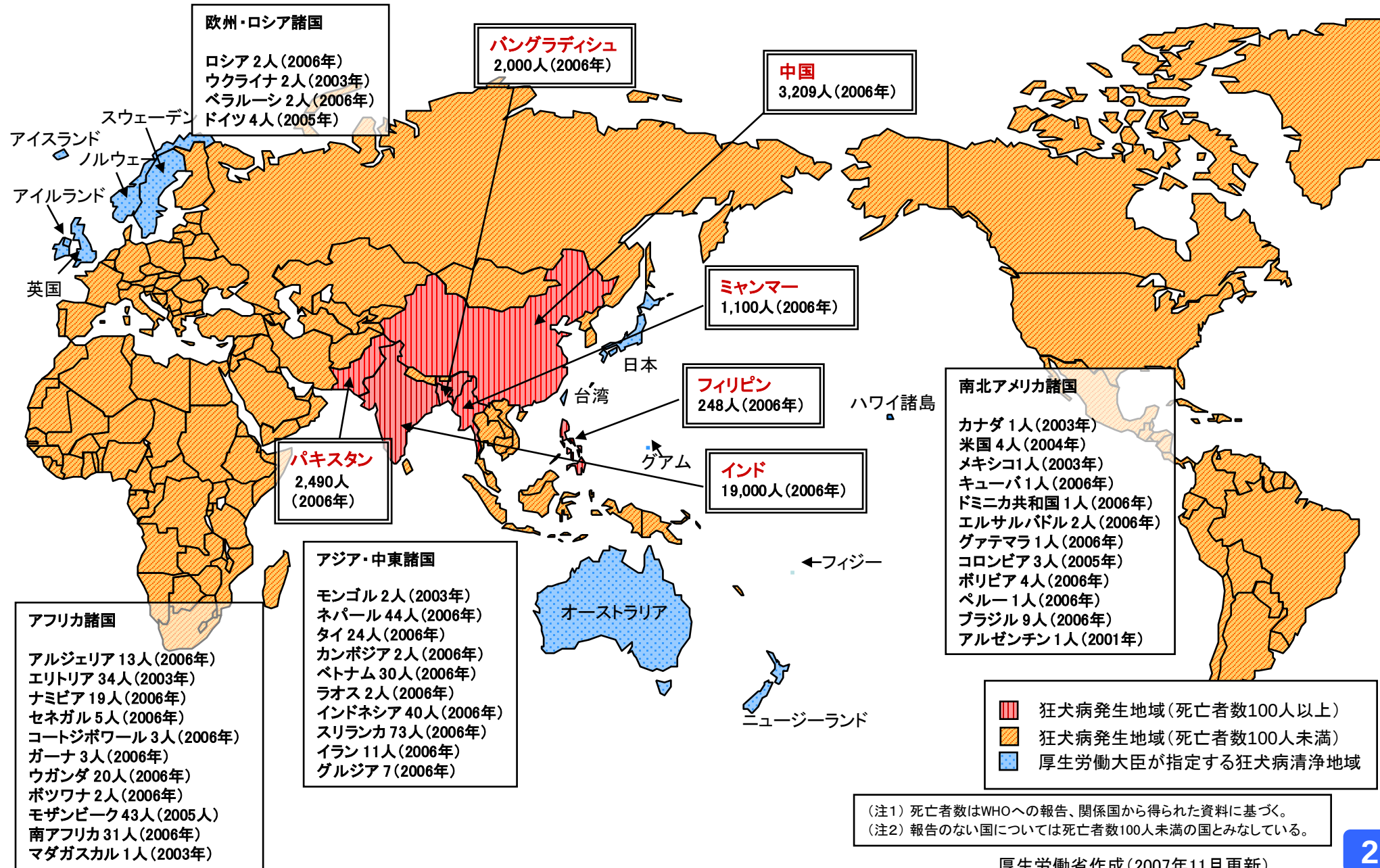


狂犬病ウイルスは神経を  
上行して中枢へ向かう

脳で増殖して  
遠心性に末梢へ

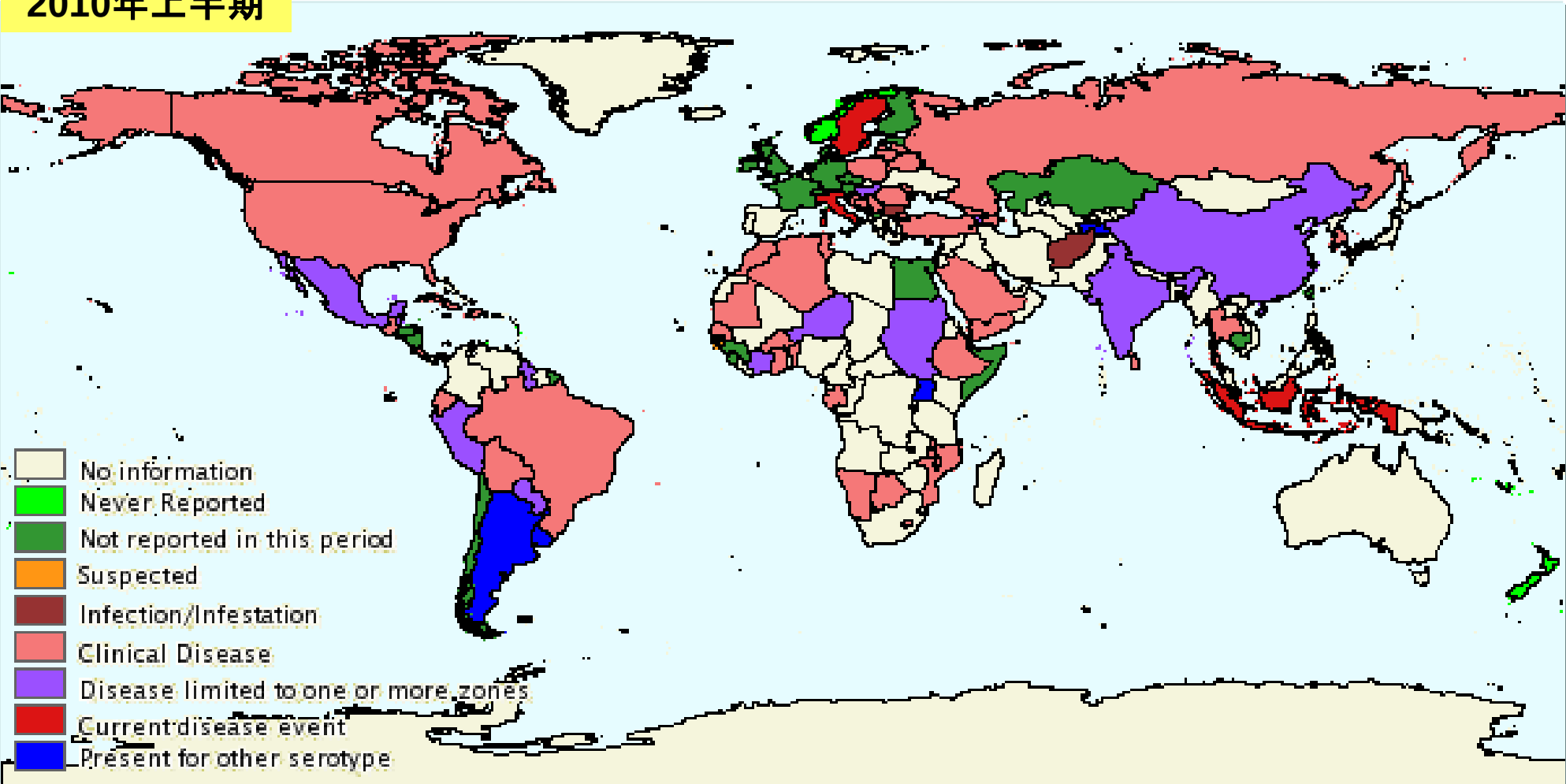


# 世界における狂犬病の発生状況(ヒト)



## 世界における狂犬病の発生状況(家畜及び野生動物)

## 2010年上半期



(出典:OIE)

# 世界における狂犬病の発生状況

- 日本の周辺国を含む世界のほとんどの国・地域(150か国以上)で依然として発生
- 清浄国は、日本、英国、豪州、ニュージーランド、スカンジナビア半島の国々などごく一部
- 毎年の死亡者は**約55,000人**  
(**アジア(31,000人)**及びアフリカ(24,000人)で95%以上を占める)
- 狂犬病を否定できない犬に咬まれたヒトの40%は、15歳以下の子ども
- ヒトの狂犬病の原因は、99%が犬からの感染

(WHO情報に基づく)

# 近年、バリ島において狂犬病の感染例が急増

- 2008年12月、インドネシア農業省は、インドネシアのバリ島で狂犬病の犬が集団発生していることをOIEに通報。
- ヒトへの感染例も多数報告されており、報道によれば、バリ島だけでも、これまで100人以上が死亡したとされる。
- バリ島へは日本からの観光客も多数訪れることから、渡航には細心の注意が必要。
- 現地では、野良犬を処分する活動をしているが、根本的な解決には至らず、ワクチンも不足している状況。



【ワクチン接種を受ける犬】

## 狂犬病流行地域に渡航される際の注意

- 発生国では、むやみに動物に近づかない。
- 万が一、狂犬病を否定できない犬等にかまれた場合は、
  - (1)速やかに傷口を十分に消毒・洗浄
  - (2)現地の医療機関を受診し、狂犬病のワクチン接種を受ける
  - (3)帰国時に検疫所(健康相談室)に申し出る

# 我が国における狂犬病の歴史

- 1897年に、最初の科学的な記録あり
- 第一次世界大戦や関東大震災、太平洋戦争等といった混乱期に大流行し、犬及びヒトの狂犬病が多数  
(例:1923～1925年に約9,000頭の発生)
- 1950年に、狂犬病予防法が制定され、犬の登録、予防接種、野犬等の抑留を徹底
- 1957年(猫)以降、発生がない  
⇒ わずか7年で、狂犬病を撲滅
- 狂犬病は、アジアを中心に流行しており、グローバル化の進展により、我が国への侵入リスクは常に存在

# 我が国における狂犬病の発生状況

|       | 1953年 | 1954年 | 1955年 | 1956年 | 1970年            | 2006年            |
|-------|-------|-------|-------|-------|------------------|------------------|
| 死亡者数  | 3人    | 1人    | 0人    | 1人    | 1人※ <sup>1</sup> | 2人※ <sup>2</sup> |
| 犬の発生数 | 176頭  | 98頭   | 23頭   | 6頭    | 発生なし             | 発生なし             |

※<sup>1</sup> ネパールを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例。

※<sup>2</sup> フィリピンを旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例。

# 狂犬病対策の仕組み

厚生労働省

狂犬病対策全般  
(国内のワクチン接種を含む)

農林水産省

水際検疫

獣医師会

臨床現場

国際的には、WHOやOIEが対策を検討

# 我が国の狂犬病対策

## 国内対策

- 狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主に以下のことを義務付け。
  - 市町村に犬を登録すること
  - 犬に毎年予防注射を受けさせること
  - 犬に鑑札と注射済票を付けること
- ワクチン接種率70%が、国内侵入時のウイルスのまん延を防止できる目安(WHOのガイドライン)

重要



- 厚生労働省によれば、平成21年度の犬の接種率は、74.4%  
(予防注射頭数5,101,322÷登録頭数6,854,901×100)
- ただし、犬の飼育頭数は、約1,252万頭(ペットフード工業会調べ)であり、  
(社)日本獣医師会による推定では、実際の接種率は、約40%

- 未登録犬の捕獲・抑留
- 医療関係者、獣医師及び一般国民に対する啓発活動

予防注射を  
受けましょう！

# 我が国の狂犬病対策

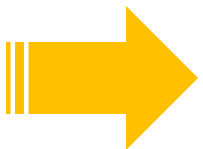
## 水際対策

(1) 動物検疫所による犬等の輸入検疫の実施（平成16年に検疫体制を強化）  
例えば、狂犬病が発生している国から犬猫を輸入するための条件は、次のとおり。

- ① 個体識別のためのマイクロチップの装着
- ② 適切な狂犬病予防注射
- ③ 我が国が認定した施設で十分な免疫があることを確認
- ④ 海外で180日間の待機

等のすべての要件を満たす場合に限り、輸入を認めているところ。

（注意）書類等に不備がある場合は、日本の動物検疫所で、最長180日間の係留検査が必要。

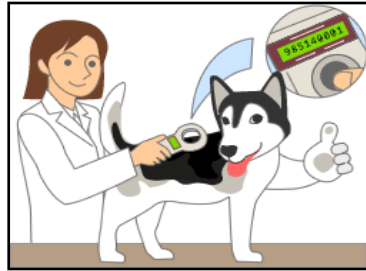


これらの体制強化により、  
(1) 輸入個体の確実な個体識別を担保するとともに、  
(2) 増加傾向にあった中国等の発生国からの子犬の輸入が激減

# 犬猫の輸入検疫の概要

即日解放のための基本的な流れ

<帰国7ヶ月前頃>



マイクロチップ<sup>®</sup> 挿着



予防接種  
(1回目)  
※91日齢以上



予防接種  
(2回目)

30日以上  
の間隔

<帰国6ヶ月前頃>



血液検査  
有効期間2年間



待機期間  
(180日間以上)



証明書を取得後、日本へ

日本は、狂犬病清浄国なので、海外に犬猫連れ出すのは比較的容易。  
しかし、帰国時のことを考えておかないと、犬と離ればなれになる事態に...

(参考)

犬猫のほか、狂犬病を広げる可能性のあるアライグマ・キツネ・スカンクについては、発生国から輸入する場合には、動物検疫所に180日間係留

# 我が国の狂犬病対策

## 水際対策

### (2) 不法上陸犬対策(ロシア船の寄港が多い北海道で問題化)

昨今、一部の港において、日本に寄港する外国船に乗っている未検疫の犬を船員が船から降ろして上陸させる事例が報告されており、問題化。このため、以下の取組を実施。

- ① 平成14年に、厚生労働省、農林水産省、自治体による具体的対応等を定めた取扱要領を策定。
- ② ①の取扱要領に基づき、自治体、動物検疫所、地元警察、船舶・港湾関係者、地方獣医師会等を構成員とする地域連絡協議会を設置。
- ③ 動物検疫所による不法上陸犬防止キャンペーン
  - ー 港湾における巡回監視指導
  - ー 船舶の船員に対するリーフレットの配布や首輪・リードの譲渡
  - ー 看板の設置
- ④ 本年9月28日の「世界狂犬病デー」にあわせて、キャンペーンを強化するとともに、全国の港湾に対して、不法上陸犬対策の徹底を要請。

## 参考

現在、OIEにおいて、  
○ 狂犬病の定義の明確化  
○ 発生国からの各種動物の輸入条件の変更  
等が検討されており、我が国もこれに積極的に関与していく考え。

